必要書類

① 離婚当事者の本人確認資料

（１） 印鑑登録証明書（証書作成日から遡って３か月以内）及び実印

（２）自動車運転免許証及び認印 （現住所が異なる場合、自動車運転免許証及び住民票が必要）

（３） 住民基本台帳カード（顔写真付き）及び認印

（４） 「パスポート＋住民票」及び認印

② 離婚当事者の戸籍謄本

なお、 離婚後に公正証書を作成される場合には、離婚後の新しい戸籍謄本を当事者それぞれ１通ずつ提出していただきます。

③ 財産分与について 、不動産の名義変更についても記載する場合

不動産の登記事項証明書（法務局に交付請求）と納税通知書（または固定資産証明書）

④ 年金分割について

　年金手帳（離婚当事者２人分、年金番号のあるページのコピーでも可）